労災保険における責任準備金の算定方法

1　責任準備金とは

（1） 年金は、一般的に支給が長期間にわたるため、将来の支払いを保証する仕組みが必要です。
（2） 労災保険では、労働災害に伴う補償の責任は事故が発生した時代の事業主集団が負うべきであるとの考え方をとっています。
（3） この考え方に基づき、それぞれの年度において、新規に発生する年金受給者に対する将来給付分を、事故が発生した時代の事業主集団から全額徴収して積み立てられるように労災保険率を設定しています。
（4） 労災保険では、現在の年金受給者全員に将来にわたり確実に支給できるよう、制度全体で積み立てておくべき額を毎年度算定し（これを「責任準備金」と呼んでいます）、実際の積立金が責任準備金に過不足のない額であることを確認しています。

2 おおまかな算定の流れ

（1） 算定の前提

責任準備金は、表1のとおり、年金を労災保険・船員保険の別にそれぞれ七つ（船員保険は六つ）に分けて算定しています。

表１ 責任準備金の算定上の年金区分

	算定上の年金区分	労災保険※1	船員保険※2
1	傷病（補償）等年金・じん肺	○	○
2	傷病（補償）等年金・せき損	○	○
3	傷病（補償）等年金・その他	○	○
4	障害（補償）等年金（1～3級）	○	○
5	障害（補償）等年金（4～7級）	○	○
6	遺族（補償）等年金	○	○
7	特別遺族年金	○	－※3

※1 労災保険では、業務災害には「傷病補償年金」、複数業務要因災害は「複数事業労働者傷病年金」、通勤災害には「傷病年金」といった名称を用いて区別していますが、責任準備金の算定時には、これらをまとめて取り扱っているため、「傷病（補償）等年金」などと表示しています。

※2 船員保険の職務上年金部門は、平成 22 年1月1日に労災保険に統合されましたが、それ以前に被災して船員保険の職務上年金を受給している方々の分については、労災保険とは別に、労災保険と同様の基準で区分して算定しています。

※3 船員保険の職務上年金部門には、7（特別遺族年金）の該当はありません。

使用する数値は次のとおりです。

㋐年金受給者数（受給開始年度別）※1

㋑年金受給開始時から将来にわたる年金受給者数の平均的な推移の推計（以下「年金受給者将来推計」といいます。）※1、2

㋒1人当たりの年間の平均年金額※1

㋓賃金上昇率（年率 1.7%と設定※3**）**

㋔運用利回り（年率 1.12%と設定※3**）**

※1 責任準備金の算定上の年金区分ごとに集計します。
※2 詳しくは、「年金受給者数の将来推計」をご参照ください。
※3 設定した数値は、経済状況などにより見直す場合があります。

（2） 算定の手順

労災保険・船員保険別の算定上の年金区分ごとに次の①～⑤の計算を行い、それらの合計額が責任準備金となります。

① 各年度の平均受給人数の算定

Ⅰ 年金受給者数（（1）の㋐）を、各人が年金の受給を開始した年度ごとに区分する。

Ⅱ 受給を開始した年度ごとに分けた年金受給者数を基に年金受給者将来推計（（1）の㋑）を用いて、将来の各年度末の年金受給者数を推計する（0人になる年度まで推計する）。

Ⅲ 将来の各年度について、当年度末と前年度末の年金受給者数を平均し、その年度の平均受給者数を算定する。

↓

② 1人当たりの年金額の推計

1人当たりの年間の平均年金額（（1）の㋒）に賃金上昇率（（1）の㋓）を掛け、将来の各年度について1人当たりの年金額を推計する。

↓

③ 各年度に必要な合計額の算定

対応する年度ごとに、①のⅢで算定した年度平均の年金受給者数に、②で推計した各年度1人当たりの年金額を掛け、将来の各年度に必要な支給合計額を算定する。

↓

④ 割引現在価値の計算

③で算定した各年度の支給合計額を、責任準備金を算定する年度における現在価値にするため、運用利回り（（1）の㋔）で割り引いて合計すると、その年金区分の責任準備金（支給合計額）となる。

↓

⑤ 責任準備金の算定

表1にある七つの年金区分について、労災保険・船員保険別に①から④の計算を行い、算定した金額を合計したものに、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の遺族（補償）等年金分を足し上げたものが、責任準備金である。

３ 具体的な算定例

令和5年度末時点の労災保険の障害（補償）等年金４～７級のデータを使って責任準備金の算定を説明します。なお、①～⑤の番号は、2の（2）で示した手順番号に対応しています。

① 各年度の平均受給人数の算定

① －Ⅰ 年金受給者を年金の受給を開始した年度ごとに区分する。

表2のように、60,760 人の年金受給者を年金の受給を開始した年度ごとに区分します（令和2年度以前は省略しています）。

表2 年金受給開始年度ごとの年金受給者数（令和5年度末）

合計 （単位：人）	受給開始年度			
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	・・・
60,760	894	991	1,062	・・・

① －Ⅱ 年金受給者将来推計を使い、令和6年度以降の年金受給者数を推計する。

表3の年金受給者将来推計によると、経過年数1年の時点で年金受給者が 99,410 人存在していた場合、経過年数2年には、98,225 人となります。令和5年度末の年金受給者のうち、令和5年度に年金の受給を開始した人は 894 人なので、令和6年度末に引き続き年金を受給している人は、

$$894 \times \frac{98{,}225\ 人}{99{,}410\ 人} = 883\ 人$$

となります。 （表４の例１）

同様に、令和4年度に年金の受給を開始した人は 991 人なので、表3の経過年数2年と3年の人数（定常残存数）から、令和6年度末に引き続き年金を受給している人は、

$$991 \times \frac{97{,}081\ 人}{98{,}225\ 人} = 979\ 人$$

となります。 （表４の例２）

他の年度についても同様に計算し、令和6年度末における年金受給者数を合計すると、58,413 人となり、これが令和6年度末の推計年金受給者数となります。

令和7年度以降においても同様の計算を行い、令和6年度以降の推計年金受給者数をまとめると表4のとおりです。

表3　障害（補償）等年金（4～7級）の年金受給者将来推計の一部

経過年数	定常残存数
0	—
1	99,410
2	98,225
3	97,081
4	96,031
:	:

※　詳しくは「年金受給者数の将来推計」をご参照ください。

表4　令和6年度以降の推計年金受給者数

年度末	年金の受給開始年度				年金の受給開始年度			合計
	令和5年度	令和4年度	令和3年度		昭和 43 年度	昭和 42 年度	昭和 41 年度	（単位：人）
	（例１）	（例２）						
令和5年度	894	991	1,062		797	778	647	60,760
（推計）6年度	883	979	1,051	…	729	709	587	58,413
7年度	873	969	1,040	…	664	643	530	56,107
8年度	864	959	1,028	…	603	581	477	53,842
	:	:	:	…	:	:	:	:
34年度	482	519	540		1	1	0	12,694
35年度	463	498	517	…	1	0	0	11,831
:	:	:	:	…	:	:	:	:
54年度	161	168	169		0	0	0	2,265
55年度	149	155	156	…	0	0	0	2,030
:	:	:	:	…	:	:	:	:

①-Ⅲ　年度平均年金受給者数を算定する。

各年度について、その年度と前年度の各年度末時点の年金受給者数の年央値を算定し、その年度の平均受給者数とします（表5のA）。

年度平均年金受給者数は、計算したい年度とその前年度について、それぞれの年度末時点の年金受給者数（残存数）を足して2で割って求めます。

$$\text{ある年度の年度平均年金受給者数} = \frac{\text{その前年度末の年金受給者数（残存数）＋その年度末の年金受給者数（残存数）}}{2}$$

② 令和5年度以降の1人当たりの平均年金額を推計する。

令和5年度の障害（補償）等年金（4～7級）支給額（支給実績）を令和5年度の年度平均年金受給者数で割って、令和5年度の1人当たりの平均年金額を算定します（145 万 9,469 円）。

そして、令和6年度以降は毎年度、賃金上昇率（年率 1.7%）だけ1人当たりの年金額が増加するものとして、前年度の1人当たりの年金額を 1.017 倍します（表5のB）。

③ 各年度に必要な支給合計額を算定する（表5のA×B）。

④ 令和5年度末における③の現在価値を算定して合計する（表5のA×B×C）。

上記①-Ⅲ～④の計算を表の形にすると表5のようになります。この計算の結果、令和5年度末における障害（補償）等年金（4～7級）の責任準備金は、約1兆 7,781 億 7,220 万円と算定されます（表5の右下）

表5 令和5年度末における障害（補償）等年金（4～7級）の責任準備金の算定

年度	年度末年金受給者数	年度平均年金受給者数 A	1人当たりの年金額（令和5年度）	× 賃金上昇率の累積 B		1/運用利回りの累積 C	責任準備金※（令和5年度末の現在価値）（A×B×C）
（実績）	人	人	円				百万円
令和5年度	60,760	―	1,459,469	―	―	―	―
（推計）							
令和6年度	58,413	59,587	1,459,469	×1.017000	（1.7%）	1.000000	88,443
7年度	56,107	57,260	1,459,469	×1.034289	（1.7%）	0.988924	85,477
8年度	53,842	54,975	1,459,469	×1.051872	（1.7%）	0.977971	82,536
:	:	:	:	:		:	:
34 年度	12,694	13,149	1,459,469	×1.630451	（1.7%）	0.732086	22,907
35 年度	11,831	12,262	1,459,469	×1.658168	（1.7%）	0.723978	21,484
:	:	:	:	:	:	:	:
54 年度	2,265	2,393	1,459,469	×2.284161	（1.7%）	0.585897	4,674
55 年度	2,030	2,147	1,459,469	×2.322992	（1.7%）	0.579407	4,218
:	:	:	:	:	:	:	:
令和5年度末に必要な労災保険の障害（補償）等年金（4～7級）の責任準備金 →						計	1,778,172

※ 責任準備金欄は、百万円未満は四捨五入して表示しています。

⑤ 七つの年金区分のそれぞれについて、労災保険・船員保険別に①から④の手順で算定し、結果を合計する。

表1で示した他の年金区分についても、①から④の計算を行います。

４ 責任準備金の算定結果

3により、七つの年金区分のそれぞれについて、算定した結果が、表6です。

表6 令和5年度末における年金受給者数と責任準備金額

	責任準備金算定上の区分	年金受給者数（人）		責任準備金額（億円）※1	
		労災保険	船員保険	労災保険	船員保険
1	傷病（補償）等年金・じん肺	1,072	0	431	0
2	傷病（補償）等年金・せき損	1,326	0	927	0
3	傷病（補償）等年金・その他	1,254	0	1,031	0
4	障害（補償）等年金（1～3級）	16,860	111	8,460	35
5	障害（補償）等年金（4～7級）	60,760	700	17,782	124
6	遺族（補償）等年金	102,174	4,638	45,124	1,292
7	特別遺族年金※2	988	－	444	－
合　計		184,434	5,449	74,200	1,452

※1 責任準備金額欄は億円未満を四捨五入して表示しているため、各区分の足し上げと合計は必ずしも一致しません。
※2 特別遺族年金は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくものであり、その責任準備金は、遺族（補償）等年金の年金受給者将来推計を用いて算定しています。

表6の金額に、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が、将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の当該遺族（補償）等年金分として計算した必要な責任準備金 1,516 億円を足し上げます。

この結果、令和5年度末における責任準備金は、7 兆 7,167 億円となります。

責任準備金は毎年度算定し、労働保険特別会計財務書類の科目として公表しています。